

かすみがうら市議会総務委員会会議録

令和4年2月15日 午前 8時54分 開 議

出 席 委 員

委 員 長 来 栖 丈 治
副委員長 宮 嶋 謙
委 員 鈴 木 良 道
委 員 久 松 公 生

欠 席 委 員

委 員 田 谷 文 子

出 席 説 明 者

市 長 公 室 長 木 村 俊 夫
参 事 仲 戸 禎 雄
政 策 経 営 課 長 槌 田 浩 幸
情 報 政 策 課 長 稲 生 政 次
企 画 監 羽 成 英 明

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 係 長 澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和4年2月15日（火曜日）午前 8時54分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 千代田中学校区廃校予定小学校の利活用について
 - (2) 複合交流拠点施設基本設計等業務の進捗について
 - (3) 押印等の見直し及びオンライン化の取組結果について
 - (4) 第2次かすみがうら市総合計画後期基本計画の策定について
 - (5) 公の施設の広域利用について
 - (6) 千代田神立ラインのルート変更について
 - (7) 過疎地域（一部過疎）の指定について
 - (8) 合併特例債の現状について
 - (9) その他
3. 閉 会

開 議 午前 8時54分

○来栖丈治委員長

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから総務委員会を開きます。

書記を指名いたします。議会事務局、澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 千代田中学校区廃校予定小学校の利活用についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○参事（仲戸禎雄君）

改めましておはようございます。よろしくをお願いいたします。

公共施設等マネジメント推進室からは、千代田地区の廃校活用ニーズ調査等業務委託の中で実施いたしました民間事業者へのサウンディング調査の説明と、地元の意見・意向確認のための説明会を小学校ごとに実施いたしましたので、ご報告申し上げたいと思います。

詳細につきましては、羽成企画監からご説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○企画監（羽成英明君）

それでは、千代田中学校区廃校予定小学校の利活用についてということで、1、地区説明会の開催趣旨ということで、令和4年3月をもって廃校となる千代田地区の小学校4校に関し、本年度廃校ニーズ調査を実施し、サウンディング調査を実施しており、その結果がまとまったため、地区説明会を実施しました。この説明会において出された意見については、来年度以降の今後の方向性を決める上での参考といたします。

2、日程といたしましては、こちらの記載のとおりでございます。七会小学校区については1月25日

午後7時から、新治小学校は1月26日午後7時から、志筑小学校については1月27日午後7時から、上佐谷小学校は1月28日午後7時からということで、千代田講堂の場所で開催をいたしました。

3、説明の内容といたしましては、千代田中学校区廃校予定小学校の経過について、委託業者による利活用ニーズ調査の結果について、廃校後の今後の予定について、質疑・意見交換ということで実施しました。

4、参加人数につきましては、七会小学校区8名、新治小学校区9名、志筑小学校区18名、上佐谷小学校区13名という出席状況でございました。

千代田中学校区廃校予定の経過については、こちらにありますとおり、廃校に至る過程ということで、平成24年の学区審議会で、志筑・新治・七会・上佐谷小学校に係る統合後の新校の予定は志筑小学校とするという答申がなされておりましたが、平成25年3月で適正化計画を策定し、その中でも平成28年4月に（仮称）志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校の開校が決定してございましたが、平成29年に学区審議会で、志筑・新治・七会・上佐谷小学校に係る統合後の新校の位置については、現計画の志筑小学校から千代田中学校敷地に見直すことについてやむを得ないと答申が出され、平成29年5月に小中学校適正規模化実施計画を改定、令和4年4月に（仮称）千代田中学校区義務教育学校の開校が決定したというような状況でございます。

廃校における利活用の方針といたしましては、小中学校適正規模化計画において学校の跡地の利活用の方法ということで、次のとおり記載がございます。

統合後の空き校舎や跡地の利用については、公の施設としての転用、または民間への売却等により、施設を生かした有効利用を最優先に検討します。施設の適当は利用方法がない場合は、施設の解体と土地の利用、または売却を検討します。具体的な利活用については、それぞれの目的に応じた検討組織、地元説明会等を設けるなど、地域の意見を広く聞いて、地域の理解をいただき、決定するものとしますというような内容で利活用方針が示されてございます。

廃校のニーズ調査については、こちらにありますとおり、常陽産業研究所に、業務委託期間令和3年8月6日から令和4年2月28日までということで業務委託をしている内容です。

次に、今回、常陽産業研究所で作りました地元説明会用の資料というようなことで、こちらの内容になってございます。

まず、位置図等を示しまして、各物件概要ということで、小学校区ごとにそれぞれの建築年等の記載がございまして、この中で、赤印で示していますのが、都市計画区分の中の市街化調整区域というような内容でございます。新治小学校についても同じような記述で、こちらも市街化調整区域であると。七会小学校についても同じようなことで、市街化調整区域。上佐谷小学校についても市街化調整区域ということで、全4校とも市街化調整区域内にある建物だよというようなことです。

都市計画区分の中では、市街化調整区域ということで市街化を抑制する区域で、建物の建築が制限されるということで、一定の条件の下に民間事業者等のもので活用できる場合があるというようなことで、代表的な例といたしましては、こちらあります都市計画法の34条の規定の中から必要な利活用、公的な、日常生活に必要な小規模店舗、4号として農産物の貯蔵、もしくは加工場、14号として都市開発審査の付議基準等の規定が設けられています。

この業務の中ではニーズ調査を実施しておりまして、常陽産業研究所の中から、関連企業の3,000社に、あとこれから常陽産業研究所のネットワークの中から対象企業を選びまして、ヒアリング調査を実施してございます。

こちらのほうでその民間企業のニーズ調査をした中では、各小学校ごとにニーズを聞き出したところ、

志筑小学校であるとか七会小学校については丸印がついておりまして、こういったところについては、興味があって活用後のものが考えられると。あと三角については、一定の条件の下で活用の者が考えられると。バッテンについては、なかなか活用が難しいのではないかというような業者のニーズの調査でございました。

その民間業者を対象としたニーズ調査の中では、各小学校ごとにこういった意見がございまして、志筑小学校については、農産物の選別・洗い・出荷拠点であるとか、キャンプ場のゲストハウスの活用と、あと美術品の保管、展示、福祉施設等の利活用というようなものがあつたと。また、こちらに外国人技能実習生の居住施設、エネルギー拠点、サイクリング実証実験等のものが意見としてございました。新治小学校についても、キャンプ場、ゲストハウス、福祉施設等の意見が出てございました。あと七会小学校についても、同じようなことでそれぞれ出ています。あと上佐谷小学校についても意見が出ているところです。

このニーズ調査の中の総括といたしましては、茨城県内には多くの廃校が存在するということが、民間活用を目指し、事業者公募を行っても契約に至らず、そのままになっている施設も存在するというようなことです。土地・建物を探している事業者からすれば、廃校も他の物件と同じ不動産の一つで、活用してもらうためには、他に比較して優れている強みが必要です。売却（賃貸）金額や立地環境、校舎、体育館の設備状況など、民間事業者にとっての魅力がないとニーズは生まれないというようなことでございまして、こういった場合には複数の事業者のニーズを確認することができましたが、一方で、純粋な民間ニーズは少なく、条件付での利用ニーズが大半でした。

今後、実施する公募の結果、民間事業者が決まらない可能性も十分に考えられますと。こういった場合には民間活用を断念し、行政利用を再検討するとともに、安全面や維持管理コストを勘案し、校舎を解体して更地にすることも検討する必要があると思われまふということ、この内容については、業務委託している常陽産業研究所の見解としてこういった意見が出ていましたというようなことです。

廃校後の今後の予定ということで、年度末にまとめる廃校ニーズ調査の結果、地区説明会の意見に基づき、廃校予定の小学校の方向性を決定するということが、民間利活用の公募をする場合は、現状有姿とし、市は改修や修繕は行わないというようなことでこれまででは進めてきている状況です。

今回の説明会の内容では、説明している中では、もう既に民間への売却が決まっているのではないかとか、そういった意見をいただいているところですが、その中でも説明したのは、ニーズの調査結果を示して、地区の説明会を実施して皆さんの意見を聞くんだよというようなことではご説明をしているところですが、資料の作成で、そういった、もう既に決まっているような印象を受けてしまったことについては、こちらの説明の仕方がよくなかったのではないかなと考えているところです。

また、今後の予定ということで、こちらについても誤解を招く表現でございましたが、一つの要件としては4月以降に事業公募して、利活用の提案を開始した場合にはどうするかというようなこと。その場合には、6カ月ぐらいの公募を締め切って審議会を開く。

その後の進め方としては、契約に向けての協議、基本協定書の締結、地区の説明会を優先交渉権事業者が実施して、契約書の締結ということで、このおおよその流れについては、旧霞ヶ浦のほうで実施してきたスケジュール的なものを示したところでございますが、こちらについても誤解を生じてしまったというようなところが大きな反省点だと考えています。

また、検討事項といたしましては、公共施設としての利活用の検討、公募による民間事業者による利活用、校舎等の老朽化の状態の把握、建物等を解体し、敷地の再利用の検討というようなことをこれから考えていかななくてはいけないと考えています。

その他としまして、今回の学校施設につきましては、学校の理由だけではなく、そのほかに学校施設開放としての体育館とグラウンドの利活用はもうされていますので、廃校後については利用を行わないことで、スポーツ振興課にて利用団体との調整をさせていただきます。

また、義務教育学校の開校に向けて、主にPTA、特に学校関係者の方については、学校教育課で開放準備委員会を設置して詳細な検討をしているところでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

何かございませんか。

○宮嶋 謙委員

私もこの説明会に参加させていただきました。住民の方から、今、企画監から説明がありましたように、民間売却が前提で話が進んじゃっているのではないかと。住民の意見を何で先に聞いてくれないのかというような意見がたくさん出ていたと承知しております。一般質問でも通告をしておりますので、詳しくはそちらでも伺いたいと思っておりますが、取りあえず今言えますのは、利活用の方向性がまだ確実には定まっていない状況の中で、4月以降、耐震にもなっている体育館を避難所として継続して使ったほうが、いずれの利活用にとっても合理的なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の検討というのは進めていただけますでしょうか。

○企画監（羽成英明君）

その内容につきましては、説明会に危機管理課のほうも同席している状況でございましたので、そのものについては、危機管理課も情報を共有しながら検討していただけたと考えてございます。

○久松公生委員

利活用についての最初の説明の中の参加者数というところですが、たしか、この説明会は、ホームページ等か何かでやりますというような告知等があったと思うんです。この参加者の中では、区長とか、学校、PTA代表者とか、そういったふうにこちらからそういう周知とかもしたのでしょうか。

○企画監（羽成英明君）

周知の内容につきましては、特にチラシ等を配布している状況はございませんで、原則、広報誌とホームページで周知しているというような内容でございました。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(2) 複合交流拠点施設基本設計等業務の進捗についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○参事（仲戸禎雄君）

続きまして、現在、業務委託により進めております複合交流拠点施設基本設計業務の進捗につきまして、中間報告をさせていただきます。

詳細は、羽成企画監から申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○企画監（羽成英明君）

複合交流拠点施設基本設計等業務の進捗についてということでご説明をいたします。

まず、1、市民意向の把握状況ということで、アンケート結果について、複合交流拠点施設にあったらいいなと思う機能や既存の市有施設の使いづらい部分などについてアンケート調査を行いました。

詳細は、別添のアンケート結果のとおりでございます。計561名から回答がございました。

無作為抽出の市民へのアンケートということで、令和3年10月29日発送で2,000名に対し発送し、339名から回答がございました。

ポスターセッションにつきましては、12月6日から12月10日まで市内の4か所の場所で実施しまして、193名から回答がございました。

若年世代へのアンケート調査ということで、12月28日から令和4年1月14日まで、各高校生会であるとか、成人式の実行委員会の方にお送りしたところ、10名の方から回答をいただいています。

住民説明会につきましては、1月18日に19名の方から回答がございました。

(2)として、ワークショップにつきましては、11月25日、12月13日、20日に計3回開催し、35名の市民が参加しました。施設に期待することなどについて、参加者がアイデアや意見を交換いたしました。

2、サウンディング調査の状況ということで、公園と施設の総合的な管理業務やカフェ運営に対する参入意欲等の有無をヒアリング調査しました。また、企業側からは、複合交流拠点施設のソフト面、ハード面に対する提案・要望の有無を併せて調査いたしました。

委託業者が、計14社にヒアリングを実施しました。同種類似施設の管理業者8社、図書館運営会社2社、カフェチェーン4社でございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和3年度、各課に基本設計の情報を共有いたしまして、令和4年度の土地の購入、実施設計、運営方式の検討、令和5年度に建築工事、例規整備、令和6年度に公園工事、建築供用開始、令和7年、公園の供用開始を予定してございます。

また、こちらについては先ほどのアンケートの調査の内容でございまして、こちらでウェブ方式とウェブ以外等ものから561名の方のアンケートをいただいて、その内容については、こういう構成でございました。

また、かすみがうら市施設の利用状況ということで、出張所、働く女性の家、図書館、市外の図書館などの実際の利用状況はどのくらいかということで、中央出張所の窓口については、3カ月に1回以上の利用者としては合計で34%、働く女性の家についても3カ月以上になると21%、図書館本館、分館については、3カ月以上の利用だと30%、市外の図書館については29%というような結果をいただいております。

公園につきましても同じようなことでございまして、市内の公園については3カ月に1回の利用で18%、市外の公園についても3カ月に1回で39%というような状況のアンケート結果になっています。

また、新しい施設にあったらいいなというようなことで、こちらのグラフにありますとおり、窓口機能についてはどういったものがあっていいなというようなことで、交流スペースであるとか情報コーナー、座ってできるカウンターなどのアンケート結果が出ています。

あと、コミュニティ機能としては、カフェ、軽食スペースとか多目的スペース、交流スペース等のものの意見が多い状況でございました。

また、図書・学習機能につきましては、パソコン作業やWi-Fi環境とか勉強ができるスペース、くつろげる読書スペースなどのご意見をいただいています。

あと、防災機能を有した公園につきましては、屋外トイレであるとか、芝生の広場、ベンチ・休憩所、

手洗い場、軽運動ができるスペースなどの意見が多く出ています。

また、今度、不便に感じるところというようなことのアンケートにつきましては、まず、窓口については、施設が古い、通路や待合スペースが狭い、施設が暗い等の意見が多く出ておりました。

会議室への不便につきましても、施設が古い、施設が暗い、大規模に集まれる部屋がない等の意見が多かったです。

図書館については、施設がやはり狭い、学習をするスペースがない、施設が古い等の意見が多く出ておりました。

また、市外の公園で不便に感じた部分については、遊具が少ない、トイレが少ない、古い、公園が狭い等のご意見をいただいております。

また、次の記載の場所としてはこういったところで561件を抽出しております。

あと、今回のアンケート、あとワークショップなどで意見をいただいて、今回の業務委託の中では、平面図等のものの計画まで基本設計で入っておりますので、その内容については、今日は間に合わないで、今後、全員協議会等で図面等をお示ししたいと考えているところでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○宮嶋 謙委員

ワークショップに参加していただいた方から、場所の問題、土地の問題について意見を言おうとしたら、そのことは今このワークショップでは議題にしないでくれと、制止されたという話がありました。趣旨としては施設の中身の問題に特化したワークショップをやりたいというお話だったと思うんです。それは分かるんですけども、監査委員の勧告では、本当に2万9000平方メートル必要なのか、事業の必要性そのものをきちんと市民から意見を聴取するようというような勧告がありました。1月の説明会においても非常に厳しい意見が参加者から出されたと思うんです。

そのことについて、今後、本当にあの場所でいいのか、本当に2万9000平方メートル必要なのかということについて、市民から意見を聴取し直す必要があると思うんですけども、ご予定ありますか。

○参事（仲戸禎雄君）

私どもの立場といたしましては、当初示された流れに沿って粛々とこの整備計画を進めることで進めておりますので、現在のスケジュールで進めていくような考えでおります。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、(3) 押印等の見直し及びオンライン化の取組結果についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市長公室長（木村俊夫君）

押印等の見直し及びオンライン化の取組結果、こちらにつきまして、情報政策課、稲生課長より説明

を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○情報政策課長（稲生政次君）

それでは、資料に基づきまして説明をいたしたいと思えます。

まず、押印見直し、オンライン化取組結果の説明なんですけれども、この取組に対する背景としまして、前段としてご説明を申し上げます。

押印等の見直し及びオンライン化につきましては、本年度策定しております行財政改革基本方針における重点施策となっております行政手続きのオンライン化、自治体DXの推進に位置づける施策として取り組んでおります。これまで押印につきましては、簡易な確認の手段や一定の形式的証明を行うことなどを目的として、広く慣習として利用されてきております。しかし、この度の新型コロナウイルスの蔓延によりまして、対面での手続きや押印による署名手続きなどを求める規制、制度の見直しを求める意見が噴出しました。

この状況の中、国としては、令和2年7月になりますが、書面規制、押印、対面規制の見直しを含みます規制改革実施計画を閣議決定しまして、重点的に取り組むこととなっております。それと同時に、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となりますよう、国の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組むことを示しました指針が出されております。

こうした状況を踏まえまして、国に準じた本市としての押印の見直し及び行政手続きオンライン化推進計画を策定しまして、行政手続きに関するオンライン化方針を庁内に周知しまして、併せて行政手続きの押印見直し実施手順書、行政手続きのオンライン化実施手順書に基づきまして、全庁的に行政手続きのオンライン化を見据えた押印の見直しを実施しております。

なお、今般実施しました押印の見直しにつきましては、押印をなくすことを目的としているわけではなくて、行政手続きにおけます市民の負担を軽減し、市民の利便性を向上させることが主な目的としております。

押印の見直しによりまして、それによって申請手続きのオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつなげる端緒となる取組であると認識しております。

それでは、押印の見直しとオンライン化の結果についてご説明します。

資料1ページの2番の押印見直し、オンライン化の見直し結果ですけれども、4,064手続きを見直した結果、79.5%の手続きで押印を廃止することとし、市に提出されます申請書に関しましては、87.6%の手続きで押印を廃止することとしました。

続きまして、2ページ、署名の見直し結果一覧ですけれども、178手続きを見直した結果、法令等に定めのある55.6%の手続きにつきましては存続することとしましたが、氏名記載や押印廃止等に簡素化する方向で条例規則を見直し対応することとしております。

(3)のオンライン化の見直し結果一覧ですけれども、こちらは現在も継続中で12月現在の数字になりますが、4,120手続きを確認し、63.1%でオンライン化が可能であると判断しております。

続きまして、3ページからですけれども、押印見直し及び行政手続きオンライン化推進計画、それから、行政手続きの押印見直し実施手順書、行政手続きオンライン化実施手順書の要約版として記載しております。

3の行政手続きの見直しの考え方では、目指すべき成果としまして、市民の利便性向上が最大の成果として考えております。

続きまして、4ページから5ページですけれども、こちら(3)基本方針1から3に記載ありますよ

うに、「脱ハンコ」、原則オンライン化など、言わばデジタルファーストの考えで取り組むこととしております。

続きまして、5ページ、(4)押印見直しの基準ですけれども、こちらにつきましては、認め印は原則廃止、登記印、登録印について廃止を検討、公印について精査を行っております。

続きまして、行政手続きのオンライン化の基準を述べております。

続きまして、8ページ、④オンライン化の進捗状況ですけれども、押印の見直しと同時進行で行政手続きのオンライン化を整理しております。

年度内にはオンライン化に関する運用基準を策定して、電子化に取り組む考えでおります。

なお、手数料が必要になる手続きに対応するため、電子納付機能を年度内にシステムに搭載することを考えております。決済機能としましては、クレジット決済、P a y P a y、L I N E P a yに対応する予定としております。

9ページですけれども、こちら参考資料となります。押印見直しの判断フロー。

10ページは署名見直しの判断フロー。

11ページは公印の取扱いの基準。

年度内に文書事務規定を改正することを予定しております、その運用基準を示して全庁的に取り組む考えでおります。

続きまして、12ページ、行政手続きのオンライン化手順の概要となります。

13ページ、今後のスケジュールですけれども、取組概要のステップ1、中段になりますけれども、特例条例及び規則等の制定で、押印に関わる制度を見直すため、第1回定例会におきまして行政手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を提出する予定でおります。それと同時に、規則等の改正及び特例規則の制定によりまして、4月1日から押印の廃止を実施する予定としております。

ステップ2ですけれども、行政手続きのオンライン化では、オンライン化の可否について、現在再調整しているところでありますが、オンライン化に優先的に取り組む手続き、こちらは市民にとって利用頻度が高いものから取り組みまして、本年10月末までに受付開始を目指しております。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○宮嶋 謙委員

オンラインをどんどん進めていただいて、市民の利便性と庁内の効率化を図っていただきたいと思っておりますが、市民の手続きがオンライン化されるに伴って最も利便性を感じられるのは、在宅で事が済むということだと思えます。オンラインで何か書類を申請したと。それを受け取れるところまでのフローというのはお考えなんでしょうか。

○情報政策課長（稲生政次君）

先ほど説明にありましたように、申請手続きで手数料があるもの、それから証明書等が必要な場合は、従来、郵送で請求をして郵送で返すようなフローがあったと思うんですけれども、電子申請につきましては、物理的に必要なものにつきましては、手数料にその郵送料を含めまして支払いをいただいて、市民の方にお届けするというような段取りとなっております。

ただ、将来的に、電子公印とか、そういったデジタル的な書類に市の証明が添付できるような形として、電子的に公正が担保できるような形になるとなれば、将来的には電子的に交付ということで、自宅

でスマホやパソコンなどで受け取るということも可能となるというところまで見据えて、今回は進めております。

○宮嶋 謙委員

あわせて懸念とされるのが、デジタル機器に不慣れな高齢の方等への対応も併せて進めていただくと利便性が全市的に広がっていくというふうに思うんですけども、高齢者でも使いやすいオンラインの在り方等についてのご検討はいかがでしょうか。

○情報政策課長（稲生政次君）

高齢者でデジタルにあまり慣れていない方につきましては、やはり今これだけスマホのほうが普及しているというような時代でもありますので、そして、スマホの操作関係の教室であるとか、そういったものも踏まえて住民に周知できればなと思っております。また、実際デジタルが全く使えないという方も当然ありますけれども、こちらについては窓口の充実化とかそういったもの。あとは地域においてそうした人たちをサポートするような施策、そういったものにつなげられてサポートできればなというような考えでおります。

これについてはいろいろ行革であるとか、総合戦略、それから総合計画などにも位置づけされておりますので、そういったところと歩調を合わせて、私どもは対応してまいりたいと考えております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

次に、(4) 第2次かすみがうら市総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○市長公室長（木村俊夫君）

総合計画後期基本計画の策定、ただいま行っている最中ですが、これらについて、政策経営課長、樋田課長よりご説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

現在、第2次かすみがうら市総合計画の後期基本計画ということで策定を進めているところでございまして、1月に策定委員会をいたしまして、ほぼほぼ、現在皆様方に見ていただいている内容での後期基本計画が定まってきたところでございまして、今後、パブリックコメントを実施いたしまして、最終的に3月に策定をいたしたいと考えているところでございます。

現在の策定の趣旨と役割でございしますが、現在、総合計画につきましては、平成29年3月に第2次に総合計画ということで策定をさせていただいているものでございます。今般、後期基本計画ということで、基本構想につきましては、平成29年3月に定めていただきました総合計画に基づきまして、変更せずに後期としての基本計画を策定させていただくというようなことでございます。

計画の期間のところにございますように、29年度に策定をさせていただきました前期基本計画が令和3年度に終了するというところでございますので、令和4年から8年度の後期の基本計画というような形になってございます。この5年間の中で大きくかすみがうら市の現状といたしましても、社会情勢、市民意識等が変化しているというところでございます。

まず、人口動向、さらには産業動向、土地利用等につきまして、また、市民意識調査も実施いたしまして、今後5年間の後期基本計画の策定に基づいた資料とさせていただいているところでございます。

まず、社会情勢（5年間の変化）といたしまして、人口減少と言われてございますが、東京一極集中における新たな人・企業の動き、また、2といたしまして、現在終息がまだ見えておりませんが、新型コロナウイルス等の感染拡大による新たな生活様式、さらには、3といたしましてSociety5.0の推進、自治体DXの推進、さらに、4としまして頻発化する自然災害、5といたしまして脱炭素社会、6といたしましてSDGsへの貢献等々、大きな変化がこの5年間で進んできているところでございます。

また、市民意識を踏まえた課題といたしまして、住みやすさを生かした定住の推進、さらには暮らしやすさのさらなる向上、また、人の交流やコミュニケーションの変化への対応、また、先ほどもありましたが、デジタル化社会に対応した行財政改革の必要性ということでございます。

こちらの社会情勢、市民意識の変化等を踏まえまして、後期基本計画の新たな視点、さらには将来都市像から来ます基本方針ということで定めさせていただいているところでございます。先ほども説明させていただきましたように、基本理念、基本目標、こちら基本構想に関する部分でございますので、既に議決をいただいているところでございますので、こちらの変更は今回ないということでございます。

こちらの基本構想部分に新たな視点といたしまして、前期計画の取り組みと成果からの重点施策の見直し、さらには、社会情勢に順応できるイノベーションと施策の展開、3といたしまして、地方創生や行財政改革との一体的な事業推進ということで進めさせていただきたいと考えてございます。

こちらを受けまして、基本方針1としまして、後期基本計画戦略プロジェクトの推進といたしまして、今後5年間に重点かつ積極的に取り組む施策を設定するという。また、基本方針2といたしまして、行政サービスのイノベーション、自治体DX、SDGsへの貢献に取り組む。基本方針3としまして、持続可能な効率的な開かれた行政運営といたしまして、持続可能な自治体の実現、行政運営の見える化、施策の効率的な推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

これらを受けまして、それぞれの体系に沿って基本施策のほうを展開していくというようなことでございます。こちらにつきましての詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○宮嶋 謙委員

実は、今日の7番の過疎地域指定にも関連することですけれども、例えば、人口統計の示し方についても、合併時の構成、自治体ごとということで旧霞ヶ浦町と旧千代田町ということで数字が分かれておりますが、現実問題、旧千代田町の中でも市街化区域と調整区域とって、中学校区で分けた場合には大きな差異があると思うんです。ですから、今後、その数字等の基礎資料として捉える場合には、3地域でもってその先導を追って、それによって対応する施策を、計画をつくっていくというような方向性をつくっていったほうが、より実態に合ったものになるように思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今、宮嶋委員からありましたように、人口の変化につきましては各地域によって違っているというのは事実でございます。中学校単位での人口の把握というのがちょっと難しいものですから、人口集中地区、あるいはそれ以外の地区、千代田地区、霞ヶ浦地区というようなことでは分けられるものですから、

ちょっと確認をさせていただきましたけれども、やはりその人口集中地区につきましては増加傾向にあるということでございます。旧霞ヶ浦地区につきましては、この後、説明させていただきますけれども、人口減少が大きく変化しているということでもございました。人口集中地区以外の旧千代田地区、志筑、新治、七会と言われていた部分でございますけれども、稲吉を除いた地域です。そちらについては減少にはなっておりますが、旧霞ヶ浦地区ほどの減少ではないというようなことでもございます。

やはり地域、地域によって、働く場所でありますとか、住みやすさ、さらには都市部への移動の条件とかいろいろあるかと思えます。そういったものも、やはりこの計画の中には策定していかなければならないものということで、我々も考えているところでございます。

それぞれに合った計画につきましては、各担当のほうで細かい実施計画になっていこうかと思えますので、実際には各地区に合った計画というものを事業化して行って、かすみがうら市に合った、市の予算を実施していくというような形になっていこうかなと考えているところでございます。

今般の総合計画につきましては、かすみがうら市全体としての捉え方として、前期の基本計画にプラスしていく。さらには変化をかけていくというようなところでの計画を策定させていただいたところでもございます。

お答がびったり合っていないくて大変恐縮ですが、今後の事業展開のほうで進めさせていただきたいという考えてございます。よろしく願いいたします。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、本席を副委員長に交代したいと思います。

<委員長交代>

○来栖丈治委員

今、宮嶋委員が質問した過疎地指定のこととも関連するんですが、今回の過疎地指定の基になっているのが、財政力指数が0.64以下になっているということが一つ。かすみがうら市が0.61、全国の市町村の平均が0.64とか、それより下回った部分も指定の大きな部分になってきているのかなと思うんです。この後、詳しい説明はしていただければと思いますが、財政力指数を、今、尺度とされ、0.64とかに上げていくというような、全体的にそういう財政力指数を上げていくということで総合計画の土台がつくられているんだとは思いますが、今回そういうことに直面をして、後期計画の中に反映していこう、あるいはしていくとかというようなことはあったのか、なかったのか。そういった点を踏まえて説明していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

財政力指数を直接上げるための施策ということになってきますと、工業団地を造るといいますか、そういったことが一番大きなところになってこようかと思えますけれども、ご承知のとおり、現在、工業団地につきましては、霞ヶ浦地区の工業団地の部分が1地区空いているというような状況でございますので、新たに整備していくという調査も実施いたしてございますけれども、なかなか工業団地といえますと市の財政的な部分。さらには取り組んでいただける事業者といえますか、大きな土地を造成していくわけですので、そういったところでの事業者との打合せを取らせていただきました。なかなか進出してくる企業としては、やはり圏央道のエリアまでが中心だということで、以前のように常磐道の水戸より南側について、以前のような、進出するそういった力が出てきていないというような現状であるとい

うことを聞いております。

それと、あと本市といたしましては、6次産業でありますとか、農業の振興、さらには産業の振興というようなところでの総合計画というようなところで、そちらを補完するような形で進めていきたいというような考えがございましたので、そういったところでの総合計画への反映というのはさせていただいているというところでございます。

先ほど申し上げさせていただきましたが、これということではなかなか総合計画に書けないものですから、これから実施計画の中で、そういったもので計画が予算化されて、事業化されていくものというふうを考えているところであります。

○来栖丈治委員

ただいま説明もらったように、なかなか圏央道までの流れというか、つくば市以北というのは難しいというようなことも伺っております。TXの延伸の関係とかそういったことでないと、こちら側に工業団地の進出であるとか、企業の進出ってなかなか望めないんじゃないかなということも、私もアドバイスを受けたりもしたんですが、この計画の中で、そういった要望、かすみがうら市としてもそういう期成同盟だか何かに加わっているかどうかの確認と、併せて本計画の中に加えられているかどうかの確認をしたいと思えます。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

TXの延伸につきましては、前から協議会に参加をさせていただいてございますので、現在、県のほうで、4ルートでしたか。筑波山でありますとか、茨城空港でありますとか、土浦駅とか、また水戸駅にということで新聞のほうで報道されておりますけれども、そちらにつきましては、かすみがうら市としましても延伸ということをお願いしているというところでございます。本計画につきましても、その辺の内容で含ませていただいております。

○宮嶋 謙副委員長

それでは、進行を委員長に戻します。

<委員長交代>

○来栖丈治委員長

委員長職に戻ります。

そのほか、ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(5) 公の施設の広域利用についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（木村俊夫君）

続きまして、周辺市町村との公の施設の広域の利用につきまして、政策経営課、槌田課長よりご説明申し上げます。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

公の施設の広域利用ということで、現在、かすみがうら市周辺の石岡市、行方市、小美玉市及び茨城町の5市町で設置いたしております公の施設を、おのおのの住民が相互に利用できるというようなことで協定を結びたいと考えているところでございます。結ぶことによりまして、相互の施設、これも全て

の施設ではありませんけれども、それぞれの市が開放すると言っている施設につきましての利用が可能となりますので、利便性の向上、交流促進を図ることを目的に、こちらの広域利用を実施したいと考えているところでございます。

協定市町につきましては、先ほど説明させていただきましたように、石岡市、かすみがうら市、行方市、小美玉市、茨城町の5市町でございます。

使用料でございますけれども、それぞれの設置する協定市町の住民に係る使用料と同額とするということとなっております。また、それぞれの市が市民だけに開放しているとしている施設を開放した場合には、この5市町におきましては、利用できるというようなことになってございます。

今後のスケジュールでありますけれども、2月24日の全員協議会に、この後、説明をさせていただきます、定例会におきまして、こちらの広域利用に関する協議及び条例の制定につきまして上程をさせていただきますと存じております。ご決議いただきました後に、3月末になります協定を締結させていただきます、4月1日からの運用開始を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次のページでございますけれども、それぞれの市町が開放している施設の一覧でございます。

例えば、石岡市でございますが、石岡市の温水プール、石岡市立石岡小学校の温水プールになるのかなと思いますけれども、そちらの施設、また海洋センターの体育館とプール、また図書館、さらにはふれあいの里、ひまわりの館ということで、石岡市としては開放するということでございます。

かすみがうら市におきましても、このような形での多目的運動広場、戸沢公園運動広場等々を開放するような形でございます。行方市、小美玉市、茨城町につきましても、それぞれご覧の施設を開放するような形となっております。

先ほど使用料のところの説明をさせていただきましたように、石岡市の温水プールでございますが、こちらにつきましては市民のみに開放というようなことで聞いてございます。今回の協定に加わることで、市民と同等のサービスを受けることができるようになりますので、かすみがうら市にお住まいの市民でありましても、石岡市の施設、温水プールを利用できるというようなことになってございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○宮嶋 謙委員

土浦市が入っていないのはなぜでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、かすみがうら市がこちらの広域利用に参加する前につきましては、石岡市と小美玉市、行方市、茨城町の4市町で実施している広域利用ということでございます。今回、かすみがうら市としまして、その枠組みの広域利用に加入させていただくというような形でございます。

○宮嶋 謙委員

今まであった広域利用に参加させていただく案件ということで、よく分かりました。

市民の利用実態から考えると、土浦市とも同様の協定なりを結ばれることが望まれると思うんですが、こちらについての協議、あるいは検討はなされているのでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

土浦市と直接ということではありませんけれども、今回の広域利用に私どもの市で入るといってお話のと看に、土浦市のほうに赴きまして事務的なところでのお話はさせていただいております。土浦市のほ

うでは、かすみがうら市が入るということは別段、当然、市が別ですから、反対するとかそういう立場にはないんですけれども、土浦市もというお話をさせていただいた時点では、土浦市のほうとしては、その枠組みに入ることは現在考えていないというようなことでお話のほうはあったということで、事務的などころを話しさせていただいてございます。

○宮嶋 謙委員

土浦市にこの枠組みと一緒にどうかという話を振ったら、自分たちはいいというお話だったという説明でしたけれども、私がお聞きしたいのは、かすみがうら市と土浦市が相互利用の協定を結んだらどうかと。その検討はしているのか、する予定あるのかという質問をさせていただきました。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在のところ、土浦市との広域利用については協議をしていることはないところでございます。

○宮嶋 謙委員

ぜひともお声かけをしていただいて、検討に入っていただきたいと思います。

それから、今回の協定によって、どの市民も同等の料金で利用できるということになるというご説明でしたが、現状、予約をする場合に、市内の人優先、時間的に、日にち的に優先というような対応、今のところ取っているのがあると思うんですが、こういう予約に関する取り扱いについてはどうなりますでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変申し訳ありませんでした。予約の方法につきまして説明をすべきところ、抜けております。申し訳ありません。

それぞれの市が取っている市民優先ということに関しましては、今回の協定に加入したとしても、その市の施設でありますので、当然、その市町の考え方で市民優先にする、しない、フラットに予約できるというようなやり方はできるということでございます。

かすみがうら市としましては、現状、市民が先に、一月前に予約できるようであれば、先に予約が可能ということにしていきたいと考えてございまして、その後、空いている部分で広域的な利用が可能とさせていくような形での予約方法を取っていきたいと考えてございます。今までの利用の仕方と変更せずに行くということで、かすみがうら市を除いて4市町になりますが、かすみがうら市の利用料金と市民と同じような、料金については同じになるということでご理解いただきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

最後に、利用可能な施設の中で、かすみがうら市の戸沢公園運動広場が入っておりますが、こちらは廃止の方向で、今調整をしていると思うんです。そういう施設を中に入れておくことについては問題があるような気もするんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

まだ市の施設でございますので、市で管理している以上は、有効利用を図っていくということが管理者としての努めになってくると思いますので、廃止となるまでは、利用頻度が現在もあるということでございますので、活用していきたいと考えているところで、今回のものに含ませていただいております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。 [午前10時01分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午前10時10分]

次に、(6) 千代田神立ラインのルート変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（木村俊夫君）

公共交通の千代田神立ラインのルート変更について、政策経営課、槌田課長よりご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

千代田神立ラインのルート変更につきまして説明をさせていただきます。

概要といたしまして、本ラインにつきましては、令和元年10月にJR神立駅を起点といたしまして中心市街地を循環、さらには土浦協同病院を結ぶバスとして運行を開始しております。2年半が経過するというところでございまして、利用状況等を勘案いたしまして、循環ルートにつきまして見直してまいりたいと考えているものでございます。今回の見直しにおきまして、買物事業に重点を置いたより活用機会のある交通網といたしたいと考えてございまして、商業施設が並ぶ戸崎上稲吉線、また千代田ショッピングモールへつながるルートへと変更していきたいと考えているものでございます。

変更の停留所につきましては、現行の22か所、次のページでございすけれども、こちらの左上の神立駅からの赤いルートの部分が現在運行しているルートでございす。神立駅から中神立、神立病院を通りましてショッピングモールのほうに入っていく部分。さらに、ショッピングモール、こちらでいきますと7、8、9と進みまして、大塚団地10番の後に角来のほうに行く赤いルート、角来、高木内科を通りまして、15番のほうに行くようなルートでございすけれども、そちらの赤い点線のルートから、緑色の点線、神立の西口から稲吉南のポケットパーク、さらにはショッピングモールへ向かいまして、ここは既存のルートと同じでございすが、7、8、9、10と大塚団地のほうに向かっていきます。セブンイレブンのところを右に曲がりまして角来のほうへ進んでいったわけですが、それを神立駅のほうに入っていくということで、下原公民館、稲吉ふれあい公園、稲吉2丁目と進んでいくルートとなっております。

それ以外のルートにつきましては、既存のルートと変更なしということでございす。

こちらの廃止する停留所でございすが、9か所が廃止となって、7か所を申請するような形となっております。

3の距離と負担割合でございすが、現在、かすみがうら市と土浦市で負担割合、本市が84.4%、土浦が15.6%ということで取決めさせていただいてございすが、変更後、かすみがうら市が79.8%、土浦市が20.2%ということで、こちらの割合を調整させていただきまして、土浦市に負担いただくような形となっております。

今後のスケジュールでございすが、2月、今月であります、運輸支局へ許認可の申請をしているところでございす。また、広報誌、ホームページ、バスの車内、バス停等でこちらの周知をさせていただくということで、4月1日からの運行開始を目指しているところでございす。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○宮嶋 謙委員

まず、2年半の利用者数の推移とといいますか、実績の資料があれば、全員協議会のときでもよろしいので出していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在の利用者数、全体で今、把握はしておりますけれども、令和元年度10月からでございますが、こちらの利用者数については3,847人、令和2年度中につきましては、1年間の利用でございますので8,153人でございます。令和3年度については、今、12月までの数字しか手元にはございませんが、7,082人ということでございまして、利用者数については認知度とともに上がってきているような状況でございます。

資料として提出するといいますのは、どの辺までの資料になってきますでしょうか。

○宮嶋 謙委員

年度ごと、月ごと、それから1便ごとの乗車数を出していただけると助かります。もちろん平均です。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

作成させていただきます、提出させていただきます。

○宮嶋 謙委員

今回のルート変更については、この新ルートにするにはそれだけの理由があるかと思うんですけれども、なぜこのルートにしたのかの説明はできますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

当初、病院を結ぶという考えもございましたので、神立病院も含めた形でのルートを計画いたしておりました。それ以外にも市内の医院、三輪眼科でありますとか、高木医院でありますとか、そちらの医院を結ぶということと、買物のお客、ショッピングモールと土浦協同病院ということがございましたので、そちらの循環ルートプラス土浦協同病院のルートを設定したわけでございますが、神立病院につきましては、送迎を神立病院のほうで実施をしているということで、思ったほど数値が伸びなかったということと、三輪眼科と高木内科、角来を通ってきたわけですが、そちらの利用客が見込んでいたよりも少ないということでございまして、今回、市内循環のルートについては、買物のお客様を見込めるということもございますので千代田ショッピングモールと。あと、県道沿い、新たなお店が何店舗かありますので、そちらの戸崎上稲吉線のルートに変更させていただいたというような状況でございます。

○宮嶋 謙委員

新しいルートでどれぐらいの利用者があるかは、ちょっとやってみないと分からない部分もあるんですけども、これまでの経過を考えると、利用者の伸び悩みについて、やはり今後は存続、存廃の検討に入る時期じゃないかなというふうに思うんですけれども、部内ではそういう検討はされていますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、このルートを実施して2年半、約3年が経過しようとしているところでございます。実施して3年で廃止ということは、今のところ考えているところではございませんで、ルートを変更して利用者の増を願っていきたいというふうに考えてございます。

今の土浦駅から玉造旧駅への広域バス、霞ヶ浦広域バス、そちらにつきましても、当初の1年、2年につきましてはなかなか利用客が伸びなかったということでございまして、年が過ぎるにつれて認知度も上がってきたということでございますので、そのような形で、今後、PRに、広報に力を入れていただきまして、利用客を延ばしていきたいという考えでいるところでございます。今のところ、この

千代田神立ラインについては継続して運行していくというような考えでございます。

○宮嶋 謙委員

市としてもお金をつぎ込んでいる事業でありますので、PRして利用促進するという考えも一つありますけれども、そこにニーズがあるのかどうかということを前提として考えなければいけないと思うんです。交通のニーズがあるのは、今、周辺部だと思うんです。車を運転できなくなる人が今後も増えて、外出について不便を感じる方が今もたくさんいるし、今後も増えると。そういうところへの手当てが必要になってくるわけですので、財源の有効活用という意味でも、全市的な交通網の在り方をも一度検討していただきたいと思います。これは要望ですのでご返答は結構です。

○来栖丈治委員長

そのほかありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(7) 過疎地域（一部過疎）の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（木村俊夫君）

議員の皆様方には、報道等を通じて、一部過疎について情報を共有したところでございますが、4月1日をもちまして過疎地域（一部過疎）の指定となります。これらの内容について、政策経営課、槌田課長よりご説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ご覧いただいている資料につきましては、令和2年の国勢調査の結果を反映した過疎地域の要件ということでございます。今回、この令和2年の国勢調査が出ましたので、令和4年4月1日から新たな過疎指定というようなことで公表されるということの内容でございます。

この一つ前の平成27年の国調の結果としまして、昨年、1年前に、過疎指定ということで行方市等の麻生地区が一部過疎になったというふうなことを聞いておりました。本市におきまして、そのようなことになるかどうかということを検討はしていたところではございますが、今般、霞ヶ浦地区が過疎指定になるということでございます。その内容といたしまして資料がございましたので、総務省の資料でございますが、こちらを使いまして要件のご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、人口要件というのが、長期①と長期②、さらに人口要件（中期）というのがございます。

人口要件①でございますが、こちらの追加公示と書いてある右から2列目の列でございますが、令和2年度国勢調査の、昭和55年度との比較で30%以上減少した場合が該当になるということでございます。

次の人口要件（長期②）でございますが、高齢者比率、若年者比率、人口減少率、こちらを比較していくということでございます。65歳以上の高齢者比率が38%以上、若年性比率が、15歳以上から30歳未満ですが、11%以下というような場合です。人口減少率が25%以上減少というようなことで、この全てを満たす、この3つです。この長期②の中の3つを全て満たす場合ということでございます。

さらには、人口要件（中期）、今回本市が該当したのはこの中期の部分でございますが、人口減少率、こちら中期で見るとということですので、25年間の減少率を見るということで、平成7年と令和2年を比較しまして23%以上減少した場合ということでございました。

こちらの3つの人口要件と、さらにこの下に財政力要件ということがございますが、今までは全市町

村平均が、こちらありますように0.51以下というようなことでもございましたので、私どもの考えの中では、0.51になるということはちょっとあり得ないことでもございますので、今現在、うちの市としましては0.61、令和2年です。その前の段階でも0.62とか、0.63ぐらいまでいったことがあったかと思いますが、0.6は出ているというようなことでもございましたので、正直な話、一部過疎になるというふうなことは私どもも考えていないような状況でもございました。

県のほうから説明を受けまして、この資料を拝見させていただきまして、この下の現行の過疎法の中で、市町村合併前の旧市町村の区域単位で上記の人口要件のいずれかを満たした場合については、現在の財政力要件0.51ではなくて、市の平均0.64以下ということになるというようなことが書いてございまして、こちらをかみ砕いてみますと、さっきも説明させていただきましたように、人口要件（中期）のところで23%以上減少というのは、霞ヶ浦地区だと23.6%というようなことでもございました。さらに、財政力につきましては0.61でもございますので、市の平均、全市平均が0.64ということで、そちらと比較しますと財政力要件も入ってくるということで、合併前の旧市町村の単位での指定する場合は該当するというようなことで、今回の一部過疎というようなことで該当したということでもございます。

次のページにつきましては、それぞれの要件、長期①、長期②、中期ということで数値を示させていただいております。

長期①については、該当はしないような状況でもございました。

長期②については、霞ヶ浦地区のほうで、こちらの高齢化率が38%以上ということで39%ほどございましたので該当はしてきますが、ほかの要件は該当しないので、こちらの長期①②には該当しないということでありましたが、人口要件、先ほど説明させていただきましたように中期のほうで該当してまいりました。23%以上減少のところで、旧町単位でいきますと、霞ヶ浦地区についてがマイナス23.6%ということでもございます。千代田地区については、先ほど人口集中地区も含めた形でございますが、マイナス2.7%ということでもございました。

それと、こちら4という数字を書かせていただいておりますが、財政力指数として、全市平均の0.64以下ということで0.61ということでもございますので、この中期と財政力指数が該当しまして、今回の一部過疎というふうなことで指定を受けることになったというような状況でもございます。

すみません。もう一つございまして、今回の過疎地域でございまして、令和3年4月1日時点では820団体でございましたが、65団体、今回増えるということで、全市町の、これは東京23区は入っておりませんが、全体の市町村で51.5%が該当となるということでもございます。

県内につきましては、こちらご覧のとおり、全部過疎というのは全域過疎ということでもございますが、大子町はじめ、稲敷市、桜川市等でもございます。一部過疎につきましては、本市と同じような形ですが、常陸太田市、常陸大宮市等が指定になるというようなことでもございます。県内だけで申し上げますと11団体ということで、全体の25%が一部、あるいは全部過疎になるということでもございます。

支援措置でございまして、国庫補助率のかき上げがあるというふう聞いてございます。また、過疎対策事業債ということで、充当率が100%、交付税措置70%受けられるということの事業債が、借入れが可能となってくるというような状況でもございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

次に、(8) 合併特例債の現状についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市長公室長（木村俊夫君）

それでは、合併特例債の現状につきまして、引き続き、政策経営課、樋田課長より説明申し上げます。

○政策経営課長（樋田浩幸君）

それでは、合併特例債の現状につきまして説明をさせていただきます。

合併特例債につきましては、皆様ご承知のとおり、合併した市町村が新たなまちづくりに必要な事業に対する財源としまして、新市建設計画に基づいて借入れするという特例債でございます。こちらにつきまして、新市建設計画につきましては、平成16年10月に策定をいたしまして、平成17年から平成26年までの10年間ということをございました。さらにこちらにつきまして、さらなる延長ということで10年間延長させていただいているところでございます。

現行の計画につきましては、2のところでございますが、平成17年度から、当初からですが、令和6年度までの20年間ということで延長をさせていただいているところでございます。当初10年間、続いて10年間の延長をさせていただいたということでございます。

こちらの計画期間でございますが、この計画期間の限度というのが決まっております、25年間ということでございます。でありますので、令和6年以降延長する場合は、11年度までということになってこようかということでございます。

現状でございますが、全市的な事業といたしまして約12億円、千代田地区としまして71億9000万円、霞ヶ浦地区としまして31億5000万円ということで、115億7900万円の借入れをしているということでございます。

合併特例債の内訳につきましては、この後に続いております3ページ以降の資料でご覧いただきたいと存じます。

現在の合併特例債の残高であります、115億円借入れはしてございますが、現在高としましては、元金利子を償還しておりますので、64億円ほどの起債の残高となっているところであります。

続きまして、6でございますが、合併特例債の借入可能額でございますが、現在の借入実績が、先ほど説明させていただきましたように115億7900万円。令和2年度、令和3年度中に借り入れるものが、令和2年度の繰越し分が3,120万円、令和3年度の部分、予算計上額ですが1億220万円。合計、令和3年度中に借りると見込める額といたしまして117億1240万円ということでございます。

合併特例法の発行期限、先ほど説明させていただきましたが、さらなる延長をした場合には令和11年度までということになってございます。

今後の借入可能額でございますが、借入限度額が133億4460万円ということで決まっておりますので、先ほどの令和3年度に予定をする額といたしまして、117億1240万円ということでございますので、そちらを差し引いた額としまして、今後の額としましては16億3220万円というようなことで借入可能額となっているところでございます。

次のページからが、借入れをしました事業となっております。全市的なところでございます。

また、次のページが千代田地区でございます。千代田地区のところが多くなってございますが、中心市街地の部分の借入れとかの部分もござい。また、地域振興基金への積立てというものもこちらに7

億円くらい入ってございますので、額的には大きくなっているところでございます。

最終的なところで、最終ページが霞ヶ浦地区と、借入れというようなところでございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○宮嶋 謙委員

借入可能残高が16億円程度ということですが、これは活用の予定というのは具体的にはあるのでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今後見込まれる事業がございますので、そちらの借入れに充てていきたいと考えてございます。適債性がなければ借りることができませんので、どれでもいいということではないんですけれども、大きな事業、例えば補助金がつくけれども補助残が大きいもの。さらには、単独であっても整備しなければならないところがあるかと思えます。先ほどの過疎債もございまして、どちらも70%、交付税算入ということになってきますので、こちら合併特例債、95%の充当可能ですので、70%といっても95%の70%ですので、66.5%が交付税措置されるということになるかと思えますが、地区的にも有利なところをもう一度考え直して充当していきたいというふうに考えてございます。先ほどの過疎債につきましても、発展計画という計画をつくっていくと。こちらの新市の計画でございましたが、そちらも計画をつくっていきますので、過疎債については9月の上程を目指して考えているということでございます。そちらとこちらとどちらが有利かということに充当していきたいというふうに考えているところです。

○宮嶋 謙委員

霞ヶ浦地区の過疎対策もちろんそうですけれども、千代田地区の小学校跡地利活用の問題で、地域住民の方からの避難所やコミュニティ施設機能の要望がとても高くありますので、そういうところにも活用は可能かと思われませんが、いかがでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

施設をどのようにしていくかということが決まって、活用するという事になっていけば、それなりの充当は可能かなと思えます。ただ、今、委員がおっしゃいましたように、廃校利用について全てどうするかということはまだ決まっていない状況ですので、その方針が決まって、どのようなものに造り替えていく、あるいは活用していく、貸出しするとかいろいろあると思えますけれども、市で活用するような場合にはどういったものが有効かということを考えながら、充当していきたいというふうに考えています。

○来栖丈治委員長

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時41分]

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。 [午前10時42分]

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録の作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の総務委員会を散会いたします。

長時間、お疲れさまでした。

散 会 午前10時43分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

総務委員会委員長 来 栖 丈 治